

内部統制報告制度の簡素化と財務報告の質との関係

1190475 坂本 毬乃

高知工科大学 経済・マネジメント学群

1. はじめに

1-1 本研究の目的と背景

本研究では、わが国の内部統制報告制度の有効性について、当該制度（ここでは制度の厳格性）と財務報告の質との関係からこれを検討する。具体的には内部統制報告制度の簡素化と財務報告の質の代理変数としての裁量的会計発生高との関係を検証する。

米国では 2000 年代に入り、エンロン事件をはじめとする不正会計事件の頻発により資本市場への不信感が高まった。これを受け、米国政府は開示書類の適正性の確保と資本市場の信頼回復を目的として、2002 年サーベンス・オクスレー法（以下 US-SOX 法）を制定した。これにより、上場企業に対して内部統制の構築とその有効性の評価及び監査が義務付けられることとなった。

我が国においても、米国同様、西武鉄道事件やオリンパス事件をはじめとする相次ぐ不正会計事件を受け、2006 年証券取引法を改正する形で金融商品取引法（以下 J-SOX 法）が成立した。これにより上場企業に内部統制報告書と有価証券報告書を併せて、内閣総理大臣に提出することが定められた。

1-2 内部統制の概念と構成要素

そもそも内部統制とはどのような概念であろうか。ここでは、特に「トレッドウェイ委員会組織委員会報告書 (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, Internal Control-Integrated Framework)」で提示される概念について考察する。1992 年 9 月、トレッドウェイ委員会の要請を受けた、トレッドウェイ委員会組織委員会 (Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission; COSO) は、1991 年 3 月の草案の公表を経て、最終報告書として「内部統制の統合的枠組み (Internal Control-Integrated Framework)」、いわゆる「COSO 報告書」を公表した。COSO 報告書では、内部統制について以下のように定義している。

「内部統制は、以下の範疇に分けられる目的の達成に関して

合理的な保障を提供することを意図した事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセスである。」

*業務の有効性と効率性

*財務報告の信頼性

*関連法規の遵守

COSO の定義における第 1 の特徴は、内部統制を、取締役会を含むすべての経営・管理活動に従事する人々が遂行するプロセスとして捉えていることである。このことは、COSO が内部統制を単に組織や制度といった仕組み、あるいは手続・規程といった人間の行為を規制・監視する手段と理解するのではなく、それらに関係する人間の行為のプロセスとして理解していることを意味している（鳥羽，2007）。

第 2 の特徴は、従来の経営者の視点に加えて、投資家の視点を取り込んだ内部統制を展開していることである。このことは、上記定義の「事業体の取締役会」という表現に示されている。つまり、経営者自身も内部統制の枠組みのなかで取締役会の監視・監督を受けることにより、当然に内部統制の対象となることを意味している（鳥羽，2007）。

第 3 の特徴は、内部統制には固有の限界があることを示していることである。このことは、上記定義の「合理的な保障」という概念の提示に表現されている。内部統制システムにおいては、コストとベネフィットという問題、また人間的要素や環境の変化など、さまざまな要因に起因する限界を潜在的に抱えていることを意味している（鳥羽，2007）。

さらに COSO 報告書では、内部統制の構成要素として、次の 5 つを識別している。

*統制環境

*リスク評価

*統制活動

*情報と伝達

* 監視活動

まず第1の「統制環境」とは組織の気風を決定し、組織を構成する人々の統制に対する意識に影響を与えるものであり、他の構成要素の基礎を成すものとされる。第2の「リスクの評価」とは、目的の達成に関連するリスクを識別・分析することによって、そのリスクをいかに管理すべきかを決定するための基礎を提供することにあるとされる。つまりリスクとは、目的の達成を妨げる要因、可能性であり、リスク評価の前提として「設定された目的」が存在する。目的設定そのものは、内部統制の範囲に直接的に含まれるものではないが、COSO 報告書では「目的の範疇」として以下の3つの視点を示している。

- * 業務目的 事業体の業務の有効性と効率性に関係している
- * 財務報告目的 信頼しうる財務諸表の作成に関係している
- * 遵守目的 法規の遵守に関係している

第3の「統制活動」とは、経営者の命令が実行されているとの保障を与えるのに役立つ方針と手続であるとされる。つまり、何をすべきかを定め、またそれを具体的にどのように実施するのかが示されることになる。第4の「情報と伝達」において、COSO 報告書では、企業は適切な情報を捕捉し、経営者は事業活動の管理に適合した情報を識別しなければならないと述べている。さらに、情報はそれを必要とする経営管理者に、彼等が自己の統制責任とその他の責任を果たすことを可能とするような形式と時間枠で提供されなければならないとも述べている。最後に「監視活動」については、日常的監視活動、独立的评价あるいはその両者の組合せを通じて行われるものとされる。日常的監視活動は、経営者、外部関係者、また情報システムを通じて行われる。また、独立的评价は部門責任者、内部監査部門、外部監査人の評価を通じて行われる。

以上のように、COSO 報告書において識別された内部統制の5つの構成要素は、内部統制の有効性を評価する規準として提示された。この「具体的な規準」は、これまで様々に試みられてきた「内部統制概念の統合化、定義化」との比較にお

いて、そのフレームワーク自体の持つ単純さとわかりやすさによって、各国の企業社会の構成員に認められていった。そして今や、「事実上の標準」(de facto standards)として広く受け入れられている。

2. わが国の内部統制報告制度

米国の内部統制報告制度は、企業の開示書類の適正性の確保と市場からの信頼回復の2つを目的として制定された(CIA フォーラム研究会No.26, 2010)。11章からなる規定の内、特に重要であるのが、経営者に対する年次報告書の開示が適正である旨の宣誓書提出の義務づけ(302条)と財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成の義務づけ、また公認会計士による内部統制監査の義務づけ(404条)である。つまり、上場企業に対して財務報告に係る内部統制の構築、運用とその有効性の評価、及び監査を義務付けている。評価の手法においてはダイレクトレポーティング(直接報告制度)を採用しており、外部監査人が内部統制の有効性を直接評価する。また、評価範囲については、企業の財務報告に係る業務プロセスのすべてを対象としている。

わが国の内部統制報告制度は、先行導入された米国の内部統制報告制度を参考に検討された(CIA フォーラム研究会No. 26, 2010)。しかしながら、米国の問題点と運用状況を考慮した結果、日本では独自の工夫が加えられた。わが国の内部統制報告制度における第1の特徴は、ダイレクトレポーティングを採用していないことである。監査人の負担軽減を目的として、経営者による内部統制報告書の内容のみを後から監査人が検証する。つまり、監査人は内部統制を間接的に評価している。

第2の特徴は、内部統制監査と財務諸表監査を同一の監査人が行うことである。両者は重複する点が多いため、監査の効率化の観点から一体的実施がなされている。

第3の特徴は、トップダウン型のリスクアプローチを採用している点である。内部統制を評価するにあたり、まず全体的な評価を行い、その結果を踏まえて、リスクの高い業務プロセスに着目して評価する。すなわち、すべての業務プロセスを評価範囲とはせず、財務報告に係る重要な業務プロセスのみに絞り込んで評価している。以上、わが国の内部統制報告制度は、相次ぐ会計不祥事の問題を解決すべく導入されたものである。しかし、2011年、J-SOXは大きく改訂されるこ

とになる(2011年4月1日から開始する事業年度より適用)。主な改定内容として大きく2つ挙げられる(企業会計審議会, 2011)。1つは、企業の創意工夫を活かした監査体制の確保である。内部統制の構築、運用は各企業によって異なり、その対応を一律に示すことは適切でないと言われていた。しかしながら、実際には、監査人の企業独自の手法についての理解、尊重がされていない実態にあった。そのため改訂後は、監査人は各企業の状況等によって異なる評価方法、手続等を十分に考慮した上で内部統制監査を実施する必要があるとされた。

2つ目は、内部統制報告制度の効率的な運用手法の確立である。内部統制の評価における各企業の評価方法、手続等の簡素化、明確化が進められた。具体的には、各業務プロセスの評価手続のローテーション化が可能であることを明確にした。また、中堅・中小上場企業に対しても、必ずしも組織内の各階層で内部統制の評価が求められるものでないことが明確にされ、各企業とも簡素化された運用手法に見直された。

このように、2011年よりJ-SOXはそれまでの制度から大幅に簡素化されることとなった。これは企業の負担(コスト等)を考慮したものと考えられるが、一方でこの動向は一つの懸念を生じさせる。厳格な制度を簡素化したということは、制度の厳格性といった観点からこれを同一の制度として見ることは困難である。もし、制度の簡素化が当該制度の有効性、すなわち財務報告の信頼性を高めるといふ本来の制度趣旨を毀損するものであるならばこれは問題である。なぜなら、このことは、コストの負担の軽減と引き換えにわが国の企業の財務報告の質の低下を招くことを意味するからである。

以上の議論から以下の仮説を提示する。

仮説 「内部統制報告制度の変更は財務報告の質と負の相関を有する」

本研究ではこの仮説に基づき、内部統制報告制度の簡素化が財務報告の質に与える影響を実証的に明らかにする。

3. サンプルの抽出とリサーチ・デザイン

3-1 サンプルの抽出

内部統制報告制度の簡素化が財務報告の質にどのような影響を与えるのか検証を行うため、2011年度と2013年度の上

場企業、計5074(firm year)(金融・証券・保険・その他金融業は除く)で構成されるサンプルとして用いる。このうち、財務データの入手または比較が不可能であった企業672社を除外している。したがって、本研究では、4402(firm year)で構成されるサンプルを用いて検証を行う。財務データについては、EDINET,各企業のHPに公開されている有価証券報告書から入手した。また、本研究は、J-sox法簡素化以前の2011年度と簡素化後の2013年度を比較するためパネルデータとなる。

3-2 リサーチ・デザイン

本研究では、財務報告の質をはかるために総会計発生高の値を用いる。総会計発生高とは、企業の利益情報の質を見極めるための指標であり、以下の(1-1)式によって算出される(須田・首藤, 2001)。

総会計発生高(Total Acc)

$$= [\Delta \text{流動資産} - \Delta \text{現金預金}] - [\Delta \text{流動負債} - \Delta \text{短期借入金} \cdot \text{社債合計}] - [\Delta \text{貸倒引当金} + \Delta \text{賞与引当金} \cdot \text{未払賞与} + \Delta \text{その他短期引当金} + \Delta \text{退職給付引当金} + \Delta \text{その他長期引当金}] - [\text{減価償却費} \cdot \text{無形資産の償却費}] \quad (1-1)$$

多くの会計発生高に関する先行研究では、経営者が裁量的に収益の認識を早期化させる、あるいは費用の認識を繰り延べる等によって発生する裁量的会計発生高、および経営者の裁量とは関係なくシステマチックに発生する非裁量的会計発生高とに区分して分析を行っている。本研究においても、企業の利益情報の質を検証するために、裁量的会計発生高を測定尺度とする。ここでは、以下の(1-2)式の修正ジョーンズ・モデルによって裁量的会計発生高を推定する(Dechow et al., 1995)。

$$\text{TotalAcc}_{i,t} = \alpha_0 + \alpha_1(\Delta \text{Sales}_{i,t} - \Delta \text{AccRec}_{i,t}) + \alpha_2 \text{PPE}_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad (1-2)$$

$\Delta Sales_{i,t}$: 企業 i の t-1 期から t 期にかけての売上高の変化額
 $\Delta AccRec_{i,t}$: 企業 i の t-1 期から t 期にかけての売上債権の変化額
 $PPE_{i,t}$: 企業 i の t 期末における償却性固定資産

$$\begin{aligned}
 & +\beta_{10}(FIXED) + \beta_{11}(CAPITAL) \\
 & +\beta_{12}(FSR) + \beta_{13}(GROWTH) \\
 & +\beta_{14}(BIG4) + \beta_{15}(LNAF) \\
 & +\beta_{16}(USGAAP) + \varepsilon. \tag{2}
 \end{aligned}$$

(1-2)式について、クロスセクションで日経業種中分類に基づく業種ごとに行う。その際、対象サンプル企業と会計期間で同業種に属する非サンプル企業を用いて会計発生高を推定し、その推定値からサンプル企業の正常な会計発生高である非裁量的会計発生高(non-discretionary accruals; NDA)を推定する。ここでは、(1-3)式のように実際の総会計発生高から非裁量的会計発生高を差し引いた予測誤差を裁量的会計発生高(discretionary accruals; DA)とみなす。(Dechow et al., 1995)。

$$DA_{i,t} = TotalAcc_{i,t} - NDA_{i,t} \tag{1-3}$$

本研究では、内部統制報告制度の簡素化が財務報告の質にどのような影響を与えるのかについて、重回帰モデルに基づいてこれを検証する。ここでは、総会計発生高(DA)を目的変数、以下に挙げる変数を説明変数とする。各変数の定義については、表1に示している。仮説を検証するために、2011年=1、2013年=0に設定した年度ダミー(YEAR)を独立変数とする。その他の統制変数については、企業の規模(LNSIZE)、複雑性(LNSUB、OS)、収益性(NP/S、ROA、ROE)、安全性(DEBT、CURRENT、FIXED、CAPITAL、FSR)、成長性(GROWTH)、監査の質(BIG4、LNAF)、会計基準(USGAAP)を変数として取り上げている。以上の変数を踏まえ、以下の(2)式に示されるモデルに基づいて、重回帰分析を行う。

$$\begin{aligned}
 DA = & \alpha + \beta_1(YEAR) + \beta_2(LNSIZE) \\
 & +\beta_3(LNSUB) + \beta_4(OS) \\
 & +\beta_5(NP/S) + \beta_6(ROA) + \beta_7(ROE) \\
 & +\beta_8(DEBT) + \beta_9(CURRENT)
 \end{aligned}$$

【表1 変数定義】

DA	裁量的会計発生高
YEAR	2011年度であれば1,2013年度であれば0
LNSIZE	総資産額の自然対数
LNSUB	子会社数の自然対数
OS	売上高に対する海外売上高の率
NP/S	売上高に対する当期純利益の率
ROA	総資産額に対する当期純利益の率
ROE	自己資本額に対する当期純利益の率
DEBT	自己資本額に対する負債の率
CURRENT	流動負債に対する流動資産の率
FIXED	自己資本額に対する固定資産の率
CAPITAL	総資本額に対する自己資本額の率
FSR	株式所有者数に対する外国人投資家の率
GROWTH	前期売上高に対する当期売上高の率
BIG4	4大監査法人(EY新日本,トーマツ,あずさ,PwCあらた)であれば1,そうでなければ0
LNAF	監査報酬額の自然対数
USGAAP	米国会計基準であれば1,日本会計基準であれば0

(表: 著者作成)

4. 検証の結果

4-1 記述統計量

表2は各変数の記述統計量を2011年度と2013年度とに分けて示している。裁量的会計発生高については、統計的に有意な差は見られなかった。企業規模(LNSIZE)及び企業の複雑性(LNSUB、OS)に関しては、有意な差が得られた(t=-20.031、-9.506、-21.201、p<0.01)。また、収益性(NP/S、ROA)についても同様の結果が得られた(t=-2.724、-7.060、p<0.01)。これは、2011年に東日本大震災があり、日本経済は急激に減速したが、2年後の2013年に急速に回復したためと思われる。さらに監査の質(BIG4、LNAF)にも有意な差が見られた(t=2.578、p<0.05、t=8.899、p<0.01)。監査報酬に関しては、内部統制報告制度の簡素化により、コストが小さくなったため、このような差が出たものと考えられる。

表3は各変数の相関行列を示している。年度ダミー(制度の変更)と裁量的会計発生高に相関は見られなかった。しかし、企業規模(LNSIZE)、企業の複雑性(LNSUB、OS)及び収益性(NP/S、

ROA)については、負の相関が見られた。

[表2 記述統計量]

	2011年(n=2201)			2013年(n=2201)			t値
	平均値	中央値	標準偏差	平均値	中央値	標準偏差	
DA	0.052	0.030	0.002	0.052	0.036	0.002	-0.341
LNSIZE	10.464	10.306	0.036	10.597	10.437	0.036	-20.031 ***
LNSUB	1.864	1.792	0.030	1.963	1.946	0.030	-9.506 ***
OS	0.075	0.000	0.004	0.165	0.000	0.005	-21.201 ***
NP/S	0.005	0.020	0.009	0.054	0.029	0.016	-2.724 ***
ROA	0.017	0.021	0.002	0.031	0.029	0.001	-7.060 ***
ROE	0.069	0.048	0.028	0.058	0.062	0.014	0.361
DEBT	1.524	1.078	0.119	1.661	0.965	0.132	-0.773
CURRENT	2.187	1.623	0.043	2.666	1.738	0.291	-1.660 *
FIXED	1.157	0.852	0.061	1.122	0.798	0.044	0.474
CAPITAL	0.489	0.477	0.006	0.508	0.504	0.004	-4.097 ***
FSR	0.096	0.000	0.003	0.094	0.010	0.022	0.103
GROWTH	1.084	1.041	0.009	1.120	1.073	0.017	-1.822 *
BIG4	0.723	1.000	0.010	0.711	1.000	0.010	2.578 **
LNAF	3.822	3.466	0.016	3.578	3.401	0.017	8.899 ***
USGAAP	0.009	0.000	0.002	0.016	0.000	0.003	-3.885 ***

注: **は1%水準、*は5%水準、.は10%水準で有意

(表: 著者作成)

[表3 相関係数]

	DA	YEAR	LNSIZE	LNSUB	OS
DA	1				
YEAR	-0.005	1			
LNSIZE	-0.187 ***	-0.040 ***	1		
LNSUB	-0.144 ***	-0.035 **	0.783 ***	1	
OS	-0.016	-0.209 ***	0.267 ***	0.357 ***	1
NP/S	-0.093 ***	-0.040 ***	0.057 ***	0.035 **	0.010
ROA	-0.190 ***	-0.095 ***	0.137 ***	0.073 ***	0.050 ***
ROE	-0.046 ***	0.006	0.003	0.017	-0.002
DEBT	0.034 **	-0.012	0.009	0.006	-0.030 **
CURRENT	0.015	-0.024	-0.024	-0.034 **	0.013
FIXED	-0.007	0.007	0.097 ***	0.065 ***	-0.043 ***
CAPITAL	-0.043 ***	-0.037 **	-0.097 ***	-0.126 ***	0.091 ***
FSR	0.135 ***	0.002	-0.023	0.012	0.019
GROWTH	0.076 ***	-0.028 *	-0.009	0.012	0.032 **
BIG4	-0.097 ***	0.013	0.252 **	0.176 ***	0.093 ***
LNAF	-0.102 ***	0.029 **	0.845 ***	0.782 ***	0.251 ***
USGAAP	-0.025 *	-0.031 ***	0.281 ***	0.250 ***	0.084 ***

注意1: Pearson相関係数 注意2: ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意

[表3の続き1]

	NP/S	ROA	DEBT	CURRENT	FIXED
DA					
YEAR					
LNSIZE					
LNSUB					
OS					
NP/S	1				
ROA	0.232 ***	1			
ROE	0.045 ***	0.117 ***			
DEBT	-0.006	-0.025 *	1		
CURRENT	-0.012	0.006	-0.021	1	
FIXED	-0.002	-0.036 **	0.686 ***	-0.031 **	1
CAPITAL	0.004	0.157 ***	-0.169 ***	0.121 ***	-0.225 ***
FSR	0.002	-0.013	0.000	0.004	-0.001
GROWTH	0.018	0.055 ***	0.006	0.008	0.021
BIG4	0.017	0.090 ***	-0.043 ***	-0.018	-0.032 **
LNAF	0.045 ***	0.060 ***	0.014	-0.039 ***	0.072 ***
USGAAP	0.003	0.020	0.003	0.126 ***	0.014

注意1: Pearson相関係数 注意2: ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意

[表3の続き2]

	CAPITAL	FSR	GROWTH	BIG4	LNAF	USGAAP
DA						
YEAR						
LNSIZE						
LNSUB						
OS						
NP/S						
ROA						
ROE						
DEBT						
CURRENT						
FIXED						
CAPITAL	1					
FSR	0.001	1				
GROWTH	-0.001	0.022	1			
BIG4	0.053 ***	-0.003	-0.019	1		
LNAF	-0.150 ***	0.003	-0.023	0.329 ***	1	
USGAAP	-0.019	-0.003	-0.001	0.057 ***	0.368 ***	1

注意1: Pearson相関係数 注意2: ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意

(各表: 著者作成)

4-2 検証の結果

表4は(2)のモデル式に基づいた重回帰分析の結果を示している。これを見ると、内部統制報告制度の簡素化(YEAR)は裁量的会計発生高と有意に負の相関を有することが示されている($t=-2.052$, $p<0.05$)。この結果は、本研究の仮説を支持するものである。すなわち、わが国における内部統制報告制度の変更(簡素化)は、少なくとも利益の質の観点から見て、財務報告の質の低下を招いた可能性がある。

その他の変数については、企業規模(LNSIZE)及び収益性(NP/S, ROA, ROE)が裁量的会計発生高と負の相関を有している。これは、資産規模や収益性が大きい企業ほど、利益を過大または過少に評価するなどの裁量的行動を働きやすい可能

性があると予測される。

[表4 回帰分析]

回帰統計				
重相関 R	0.32858			
重決定 R2	0.10797			
補正 R2	0.10471			
標準誤差	0.07141			
観測数	4402			

	係数	標準誤差	t	P-値
定数項	0.109	0.010	10.569	0.000
YEAR	-0.005	0.002	-2.052	0.040 **
LNSIZE	-0.012	0.001	-8.846	0.000 ***
LNSUB	-0.006	0.001	-4.666	0.000 ***
OS	0.014	0.005	2.614	0.009 ***
NP/S	-0.006	0.002	-3.530	0.000 ***
ROA	-0.141	0.015	-9.185	0.000 ***
ROE	-0.003	0.001	-1.841	0.066 *
DEBT	0.000	0.000	1.615	0.106
CURRENT	0.000	0.000	1.038	0.299
FIXED	-0.001	0.001	-2.274	0.023 **
CAPITAL	-0.010	0.005	-2.187	0.029 **
FSR	0.013	0.001	8.775	0.000 ***
GROWTH	0.010	0.002	5.867	0.000 ***
BIG4	-0.012	0.003	-4.794	0.000 ***
LNAF	0.024	0.003	7.683	0.000 ***
USGAAP	-0.006	0.011	-0.606	0.544

注: ***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意

(表: 著者作成)

5. 結論

本研究では、裁量的会計発生高の値を用いて、内部統制報告制度の簡素化が財務報告の質にどのような影響をもたらすのかについて検証した。重回帰分析の結果は、内部統制報告制度の簡素化と財務報告の質が負の相関にあることを示しており、当該結果は本研究の仮説を支持するものである。内部統制報告制度はわが国の会計不祥事の問題を解決し、財務報告の信頼性を高めるという目的で導入されたものである。しかし、本研究の結果は、制度の簡素化により財務報告の質が低下しているという可能性があることを示している。

内部統制報告制度の簡素化は、内部監査のコスト等を削減することで企業の負担を軽減するという点において意義のある改定であったと言える。しかしながら、財務報告の質を高めるといった目的から見ると、制度の簡素化により財務報告の質を低下させることは、本来の制度目的に反するものであると考えることができる。今後は、信頼性のある財務報告の質を確保しつつ、企業にとって過度な負担になることがないような制度のさらなる改善が必要ではないだろうか。

本研究にはいくつかの限界がある。本研究では会計情報の質の代理変数として裁量的会計発生高を用いている。しかし、会計情報の質を測定する変数は他にも存在する（例えば財務諸表の修正再表示の回数）。今後はこれらの変数を従属変数とした追加検証が必要である。また検証期間を2時点（2011年と2013年）に限定している。したがって制度変更の前後期間を拡張して検証する必要があるかもしれない。これらは今後の研究課題である。

6. 引用・参考文献

- ・トレッドウェイ委員会組織委員会、鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』（1996年）白桃書房（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, Internal Control-Integrated Framework）
- ・鳥羽至英『内部統制の理論と制度』（2007年）国元書房
- ・CIA フォーラム研究会No.26(2010年)「日米の内部統制報告制度と内部監査」
<http://www.iaajapan.com/pdf/kenkyu/0261003.pdf>
- ・みずほ情報総研レポート(2011年)「財務報告に係る内部統制報告制度の現状と課題」
- ・金融庁 企業会計審議会(2011年)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20110330/01.pdf
- ・金融庁(2008年)「内部統制報告制度に関するQ&A」
<https://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080624-3/01.pdf>
- ・須田 一幸・首藤 昭信(2011年)「経営者の利益予測と裁量的会計行動」
- ・Dechow, Patricia M., Richard G. Sloan, and Amy P. Sweeney [1995], "Detecting Earnings Management," The Accounting Review, Vol. 70, No. 2, pp. 193-225.